

ICTを活用した有害鳥獣対策モデル事業計画支援業務 仕様書

第1 業務の目的

モデル地区の野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた集落点検やワークショップ等を企画・運営し、集落の効果的な鳥獣被害防止対策の検討や実施した対策の効果を検証し、改善策等の助言・指導を行うことを目的に実施する。

第2 業務の内容

1 業務内容

(1) 計画設計・現状分析

支援対象のモデル地区（京丹波町坂原地区、京田辺市水取地区）について、集落の代表者等からヒアリングを行い、地域の被害の状況や有害鳥獣の生息状況の全体像を把握する。得られた情報から課題を抽出し、対策手法やワークショップの企画内容を整理し、業務全体の計画を設計する。

(2) 集落点検（1地区につき1回以上）

利害関係者等と集落を点検し、被害の発生が想定される地点などを集落図に落としした被害マップを作成する。併せて、被害対策状況を確認し、現在行われている対策やその有効性について調査する。

(3) ワークショップ開催（1地区につき1回以上）

地域の被害状況や実施した対策の成果について、地域住民が理解し、ICTを活用した対策について合意が図られるようワークショップを開催し、次年度に実施するICTを活用した被害対策計画の策定を支援する。

(4) 成果概要資料作成

ICTを活用した効果的な鳥獣被害対策の検討及び実施について、府内の活動事例として紹介するため、2地区（京丹波町坂原地区、京田辺市水取地区）における取組成果概要（地区毎にA4両面程度）を作成する。

2 その他

受注者は、業務実施にあたり発注者及び関係市町鳥獣被害対策担当課の担当者 と緊密な連絡を取り、円滑な業務の遂行を図ること。

第3 業務計画

受注者は、委託契約締結後に下記に記載する事項を明らかにした業務計画書を速やかに発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務計画
- (3) 業務の担当者
- (4) 業務の連絡体制
- (5) その他、発注者が指示する書類

なお、業務計画内容に変更が生じた場合は、速やかに変更業務計画書を提出しなければならない。

第4 打合せ

業務の打合せは、業務着手前、業務実施中で主要業務の区切りの時、業務完了

時に行うほか、発注者が指示した時に行うものとする。ただし、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて打合せを行うものとする。

なお、受注者は、打合せの都度、記録簿を作成し、業務の遂行に支障を生じないよう発注者の確認を得るものとする。

第5 完了報告

業務完了後、業務完了報告書（契約書第3号様式）を速やかに発注者に提出すること。

第6 成果品の内容及び数量

成果品の納品目録は、下記のとおりである。

名称	規格	部数	備考
電子データ 報告書	CD-R	1部	
	A4版縦	3部	

第7 成果品提出の期日

成果品の提出期限は業務契約期日とするが、その成果品の一部について仮報告を求める場合がある。

第8 成果品の帰属

成果品に対する権利については、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ないで使用したり、他人に公表・貸与してはならない。

第9 契約変更

委託契約書に規定する発注者・受注者の協議事項は下記のとおりとする。

- (1) 本仕様書に示す「業務内容（第2）」、「成果品の内容及び数量（第6）」に変更が生じた場合
- (2) 履行期間に変更が生じた場合
- (3) その他変更の必要が生じた場合

第10 検査

業務完了時には、発注者の規則に基づき業務完了検査を実施する。

第11 業務実施にあたっての留意事項

1 留意事項

- (1) 環境配慮の観点から、チラシ・パンフレット等を作成する場合は、再生資源の利用に努めること。また、自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- (2) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への

通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

2 業務成果の取扱い

- (1) 本業務の業務成果（本業務で撮影した各種素材画像データ及び製作したデザインデータ等の制作物の著作権も含む）は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (2) 本業務の成果物に関して、著作権が発注者に帰属される各種画像データ及び製作したデザインデータ等の制作物の電子データも提出すること。
- (3) 成果物の権利等について
 - イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - ロ 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - ハ 制作物について、発注者に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。
- 二 受注者は、本業務において撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物について、いかなる部分も第三者が著作権やその他の知的財産権侵害を主張していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (4) 本業務に伴い入手した個人情報に関するものは、外部記憶装置（CD-R）に保存した上ですべて発注者に提出すること。

3 その他

- (1) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の目的を達成するために、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこの指示に従うこと。